

少額投資非課税制度＜愛称:NISA(ニーサ)＞が 2014年1月から、始まります!

上場株式、公募株式投資信託の配当所得・譲渡所得等にかかる税率は、2013年12月末で軽減税率10%※1が終了し、2014年1月から本来の税率20%※1にもどる予定です。

これに伴ない、**少額投資非課税制度＜愛称:NISA(ニーサ)＞**が始まります。



どのような制度なのですか？

非課税の対象は

- **非課税口座※2**を使って**新規に投資する**、**上場株式、公募株式投資信託**の配当所得・譲渡所得です。

投資上限金額は

- **毎年、新規の投資額で上限100万円**(手数料等は含まない)です。

期間は

- **非課税期間は、5年間**です。**投資が開始できるのは、2014年～2023年の10年間**です。

投資総額は

- **投資総額は、最大500万円**です。

対象者は

- **利用できるのは、その年1月1日現在で、満20歳以上の日本居住者等**です。

上記ポイントは、少額投資非課税制度＜愛称:NISA(ニーサ)＞の全てを表すものではありません。

- **非課税口座は、おひとりさま1口座となります。**
- **非課税口座と他の口座(特定口座や一般口座)との損益通算はできません。**

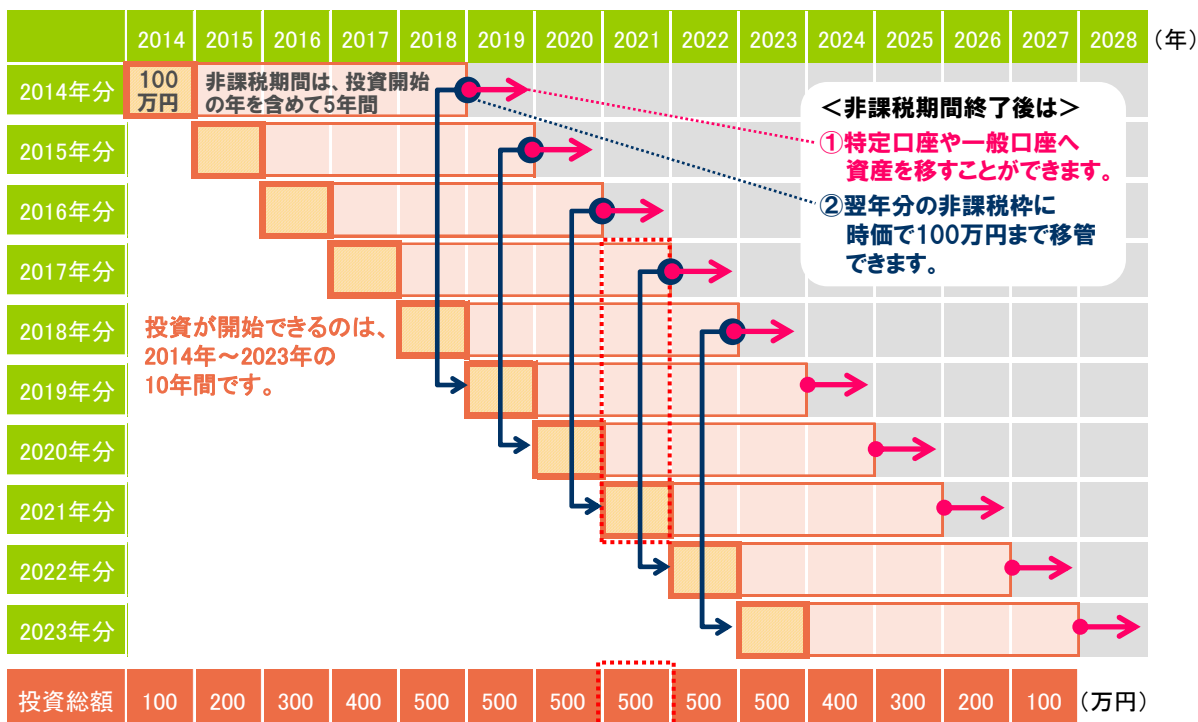
※1「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(復興財源確保法)」により、2013年(平成25年)1月1日以降は所得税の額に2.1%を乗じた金額が復興特別所得税として追加的に課税されており、それぞれ10.147%、20.315%となっています。

※2 特定口座や一般口座とは異なり、その口座で保有する資産については、配当所得や譲渡所得等が非課税になります。

上記は「平成25年度税制改正大綱」等に基づき作成したものです。今後税制等は変更となる可能性があります。

当資料は、野村アセットマネジメントからの情報提供を基に筑波銀行が作成したものです。投資勧誘を目的とした資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目録見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。少額投資非課税制度(いわゆる「日本版ISA」)は、2014年1月から導入が予定されている制度です。当資料中の記載事項・見解は、全て当資料作成時点で当社が知り得る情報に基づいたものであり、将来、制定される制度の内容が変更になる、または一旦制定された制度が変更・廃止になる可能性があります。また、制度の利用により投資商品そのもののパフォーマンスが変化することはありません。

制度の全体像はどうなっていますか？



・上記はイメージ図です。

ある年における、非課税で投資できる金額は総額で最大500万円。

《ある年の投資イメージ》

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
新規投資 100万円まで	非課税期間(5年間)			

・上記はイメージ図です。

- 1年目は、上限100万円まで新規に投資できます。一括でも、複数回に分割しての投資も可能です。この年の非課税枠に関しては、2年目から5年目は、追加購入できません。
- 売却はいつでもできます。ただし、売却した金額分の非課税枠は再利用できません。

非課税期間終了後に、必ず売却しなくても良いんだね。



まずは、少しずつ節約して、分けて利用したいわ。



上記は「平成25年度税制改正大綱」等に基づき作成したものです。今後税制等は変更となる可能性があります。

 筑波銀行

商号等：株式会社筑波銀行
登録金融機関
関東財務局長(登金)第44号
加入協会：日本証券業協会